

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

第14期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 の 状 況
重 要 な 兼 職 の 状 況
監査等委員の財務及び会計に関する相当程度の知見
社 外 役 員 に 関 する 事 項
責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 に 関 す る 方 針
連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sigmaxyz.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社シグマクシス・ホールディングス

会社の現況

1. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 72,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,154,300株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 4,873名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,626,440株	11.6%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,268,300株	10.0%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	2,050,000株	9.0%
株 式 会 社 イ ン タ ー ネ ッ ト イ ニ シ ア テ ィ ブ	1,980,000株	8.7%
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	1,980,000株	8.7%
G O L D M A N S A C H S & C O . R E G	1,036,278株	4.6%
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E H C R 0 0	989,400株	4.4%
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	917,745株	4.0%
B B H / D E S T I N A T I O N S I N T E R N A T I O N A L E Q U I T Y F U N D / W A S A T C H A D V I S O R S	663,148株	2.9%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	420,300株	1.8%

(注) 1. 持株比率は自己株式(417,657株)を控除して計算しております。

2. 株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式420,300株及び業績連動型株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有している当社株式1,110,740株については、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	126,900株	6名

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3. 役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
倉重英樹	代表取締役会長	株式会社アダストリア 取締役
鍋島英幸	取締役副会長	
富村隆一	代表取締役社長	株式会社ベクトル 取締役
田端信也	常務取締役	
柴田憲一	取締役	
内山その	取締役	
中原広	取締役	信金中央金庫 専務理事
網谷充弘	取締役	一橋綜合法律事務所 パートナー弁護士 スタンレー電気株式会社 社外監査役 株式会社ハブ 社外監査役
疋田秀三	取締役	株式会社インテック 専務執行役員ネットワーク&アウトソーシング事業本部長
山本麻記子	取締役	武蔵精密工業株式会社 監査等委員である取締役 弁護士法人TMIパートナーズ 社員 福岡事務所代表 株式会社アシックス 社外取締役 サスメド株式会社 社外監査役
角南文夫	取締役（監査等委員・常勤）	
畑伸郎	取締役（監査等委員・常勤）	
大久保丈二	取締役（監査等委員）	株式会社イルグルム 監査等委員である取締役

- (注) 1. 取締役中原広氏、網谷充弘氏、疋田秀三氏及び山本麻記子氏は、社外取締役であります。
2. 角南文夫氏、畑伸郎氏及び大久保丈二氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 常勤監査等委員角南文夫氏及び畑伸郎氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査等委員大久保丈二氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために角南文夫氏及び畑伸郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 社外取締役中原広氏、網谷充弘氏、疋田秀三氏及び山本麻記子氏並びに監査等委員角南文夫氏、畑伸郎氏及び大久保丈二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況
 (社外取締役)

氏名	取締役会における発言の状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会への出席状況
中原 広	国税庁長官、理財局長、金融庁監督局参事官等を務められ、財務、金融など幅広い分野の知識と豊富な経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：16回中15回出席
網谷 充弘	一橋総合法律事務所のパートナー弁護士を務められ、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：16回中16回出席
足田 秀三	株式会社インテックの専務執行役員ネットワーク&アウトソーシング事業本部長を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：16回中16回出席
山本 麻記子	弁護士法人TMIパートナーズの社員 福岡事務所代表を務められ、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：16回中16回出席

(監査等委員である社外取締役)

氏名	取締役会及び監査等委員会における発言の状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会等への出席状況
角南 文夫	代表取締役CFO並びに常勤監査役としての実務を通じて培われた財務及び会計に関する高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。	取締役会：16回中16回出席 監査等委員会：14回中14回出席
畑 伸郎	常勤監査役としての実務を通じて培われた財務及び会計に関する高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。内部統制モニタリング等について適宜、必要な発言を行っております。	取締役会：16回中16回出席 監査等委員会：14回中14回出席
大久保 丈二	大手監査法人の代表社員及びコンサルティング事業会社の常務取締役の経験を通じて、また公認会計士として培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。	取締役会：16回中16回出席 監査等委員会：14回中14回出席

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約)

本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

31,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「投資事業会計処理研修会」についての対価を支払っております。

④ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額及び当該報酬に同意した理由

会計監査人より説明を受けた「監査及び四半期レビュー計画(2022年3月期)」の内容、見積時間等により、その適正性、妥当性を検証し、同意いたしました。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当する場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、効率性、指導性等を総合勘案し、当社の会計監査人として相応しくない場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要及び当該体制の運用状況は、下記のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録、及びその他取締役の職務執行に係る文書を適切な状態で文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理・保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

(運用状況)

文書管理規程に従い、各種重要会議体の議事録等を適切に記録・保存した。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

リスク管理基本方針、リスク管理規程に従って、主管部署において対応するとともに、経営会議等において、リスク管理実施状況の報告・協議を行った。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の事業計画に沿って各部署は当該年度の戦略及び実行予算を策定する。

(運用状況)

事業計画は、経営会議による議論を経て取締役会において決定され、その内容は全社員に開示・徹底された。経営会議において計画と実績の差異分析がレビューされ、その要点が取締役会に報告された。経営計数予測の手法についても経営会議等にて改善審議が継続された。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役及び使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、コンプライアンス組織・運営規程及びコンプライアンス行動指針を制定する。

- ② 当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、取締役の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役及び使用人に対し法令遵守意識を浸透させるべく、コンプライアンス組織・運営規程及びコンプライアンス行動指針の周知徹底及び実施のため、研修の定期的実施等の活動を推進、管理する。
- ③ 当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反又はコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に照らして疑義がある行為・事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(運用状況)

経営意思決定における法的適合性は、必要に応じ外部専門家と相談しつつ担保した。法令、定款、取締役会規則等に基づく職務権限規程が定められており、それに従って運用された。

コンプライアンス行動指針が制定され、企業倫理ホットライン・外部弁護士事務所通報システムが運用されている。またコンプライアンス委員会等を開催し、運営をモニタリングしており、必要に応じて外部専門家と相談を行った。コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが経営執行者として統括し、重要事項は経営会議にて審議された。さらに全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

また反社会的勢力とは一切の関係を持たないレビュープロセスを実行した。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社・関連会社に関しては、当社子会社・関連会社ごとに当社内に管理担当部を定め、定量情報及び定性情報の把握、役職員派遣、議決権行使を通じて業務の適正を確保する。
- ② 当社は、当社子会社の取締役及び使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告又は当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。
- ③ 当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。

- ④ 当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

関係会社管理規程に基づき、株主総会での議決権行使、役員の派遣などにより、モニタリングを行いグループのガバナンスを確保した。

- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会から、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な使用人を配置するものとする。

(運用状況)

監査等委員会補助者を1名配置している。

- (7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の指揮命令は監査等委員会のみが行うとともに、その人事異動及び人事評価については、監査等委員会の意見を聴取の上決定する。

(運用状況)

監査等委員会補助者の評価は監査等委員会の意見を加味して決定した。

- (8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。

② 当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に違反する行為等、当社及び当社子会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、又は子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

- ③ 前号により報告すべき者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(運用状況)

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、内部監査定例会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人等と面談あるいは意見交換等を実施した。

- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査等委員からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。

(運用状況)

監査等委員からの請求に基づき、適切に精算を行った。

- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査等委員会は、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、社内関係部署・会計監査人・子会社などと意見を交換する。

② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会が当社及び当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社及び当社子会社の業務及び財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

(運用状況)

監査等委員会は、監査等委員会のほか、監査等委員情報共有会、内部監査定例会、会計監査人との協議会を通じて、社内関係部署、内部監査人、会計監査人等との連携及び必要な情報共有等を行い、財務報告の信頼性を含む監査の実効性を高めた。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるために必要な内部留保とのバランスを保ちつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、取締役会決議により1株当たり配当金として、26円とさせていただきます。

~~~~~  
◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ① 連結子会社の数 4社
- ② 連結子会社の名称 (株)シグマクシス  
(株)SXA  
(株)SXF  
(株)シグマクシス・インベストメント

#### ③ 連結子会社の名称

新規設立により(株)シグマクシス・インベストメントを、新設分割により(株)シグマクシスを連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 0社
- ② 持分法の適用の範囲の変更に関する事項  
(株)AnalySys.は持分の売却をしたため、持分法適用の範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産除く） 定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

主な耐用年数

建物 15年～18年

工具器具備品 2年～15年

・無形固定資産（リース資産除く）

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア

定額法 5年

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### ・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ・株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社及び当社グループ会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、執行役員への譲渡制限付株式の給付に備えるため、取締役会で決議された株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ・役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コンサルティング事業において、主として顧客と合意したコンサルティングサービスが履行義務であります。当該履行義務を充足する通常の時点は、主としてサービス期間に応じ、一定期間で履行義務を充足すると判断しており、契約締結時に顧客との合意の上で定めた月次進捗度に応じて収益を認識しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ・消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### ・外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

- ・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- ・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

- ・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役に対する業績連動型株式報酬は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30項 2015年3月26日）に準じた処理を行っております。

執行役員に対する株式報酬は、執務対象期間の執務結果に基づき執行役員に発生した金銭債権を現物出資し譲渡制限付株式を給付するものであるため、執務対象期間（連結会計年度）の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は給付見込み株式数、執務対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬は、対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として取締役に対する金銭債権報酬を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付するものであるため、対象期間の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は株式数、対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

(追加情報)

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株式給付信託（J-ESOP）制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当連結会計年度617,800千円、また、株式数は当連結会計年度420,300株であります。

・取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績達成度等に応じて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は経営人財確保のための報酬体系を整備するものであります。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は、当連結会計年度1,134,667千円、また、株式数は、当連結会計年度1,110,740株であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、2022年3月期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年3月期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用します。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また当該期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、「契約負債」は「流動負債」の「その他」に含めて表示しており、当連結会計年度における残高は81,166千円であります。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「有価証券運用益」、「受取ロイヤリティー」、「協賛金収入」及び「業務受託料」は金額的に重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

当社グループにおいては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産の回収可能性の前提となる将来事業計画には今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や経済動向等、重要な不確実性が含まれると判断しております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 323,337千円

- (3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の一時差異のうち回収可能性が認められるものを計上しております。連結会計年度末においては今後の一定期間の課税所得の発生を前提として回収可能性を判断しております。

- ② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは未だ困難な状況にあるものの、当連結会計年度の業績を最低限とし、将来課税所得の見積りを行っております。

- ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。



5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 536,030千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,154,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2021年4月22日付取締役会決議

- 1) 配当金の総額 453,813千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 22円
- 4) 基準日 2021年3月31日
- 5) 効力発生日 2021年6月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月9日付取締役会決議

普通株式の配当に関する事項

- 1) 配当金の総額 591,152千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 26円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月6日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度において、信託口が保有する株式に対する配当金10,927千円及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金28,879千円が含まれています。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については自己資金にて対応しております。余資については、安全性の高い金融資産にて運用しております。また、当社グループは、子会社を通じ投資目的の有価証券等を運用する投資事業を行っております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続してモニタリングしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金ならびに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                           | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額    |
|---------------------------|----------------|---------|--------|
| 有価証券、営業投資有価証券<br>及び投資有価証券 | 808,899        | 807,503 | △1,396 |

#### (注1) 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,497,391千円）については上表には含めておりません。

#### (注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という）第27項に従い、経過措置を適用した投資事業組合出資等は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資事業組合出資等の金額は463,102千円であります。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項  
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

|                                              | 時価   |         |      |         |
|----------------------------------------------|------|---------|------|---------|
|                                              | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 有価証券、営業投資有価証券<br>及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券<br>社債 | —    | 498,503 | —    | 498,503 |

(注1) 時価の算定に基づいた評価技法及びインプットの説明

債券は相場価格を用いて評価しております。債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) 「時価算定適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は309,000千円であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

収益認識の時期別に分解した金額は、以下のとおりであります。  
当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント        |         |            |
|-----------------------|----------------|---------|------------|
|                       | コンサルティング<br>事業 | 投資事業    | 合計         |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 936,903        | －       | 936,903    |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 14,433,701     | 225,000 | 14,658,701 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 15,370,604     | 225,000 | 15,595,604 |
| その他の収益                | －              | 58,768  | 58,768     |
| 外部顧客への売上高             | 15,370,604     | 283,768 | 15,654,373 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

1,連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ④重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主にコンサルティング事業において、履行義務を充足した収益にかかる未請求売上債権であります。契約資産は、請求時に売掛金へ振替えられます。契約負債は、主にコンサルティング事業における顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の残高は、62,125千円及び81,166千円であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、101,342千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 242円92銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 39円63銭  |

(注1) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度において、信託口が保有する株式840,600株及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式2,221,480株(期中平均2,995,511株)を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(注2) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2022年2月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年3月31日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1) 株式分割前の発行済株式総数   | 23,154,300株  |
| 2) 今回の分割により増加する株式数 | 23,154,300株  |
| 3) 株式分割後の発行済株式総数   | 46,308,600株  |
| 4) 株式分割後の発行可能株式総数  | 144,000,000株 |

(3) 日程

- ① 基準日公告日 2022年3月1日（火曜日）
- ② 基準日 2022年3月31日（木曜日）
- ③ 効力発生日 2022年4月1日（金曜日）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年4月1日（金曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 後                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 第6条（発行可能株式総数）<br>当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は 、<br><u>72,000,000</u> 株とする。 | 第6条（発行可能株式総数）<br>当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は 、<br><u>144,000,000</u> 株とする。 |

③ 定款変更の日程

効力発生日 2022年4月1日（金曜日）

(6) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

##### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ③ その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産除く） 定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具器具備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産除く）

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア 定額法 5年

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

・ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社及び当社グループ会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、執行役員への譲渡制限付株式の給付に備えるため、取締役会で決議された株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

・ 役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は2021年10月に持株会社に移行しており、持株会社移行前の重要な収益及び費用の計上基準は、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

持株会社移行後の当社の収益は、子会社からの経営指導料等となります。契約内容に応じたサービスを子会社へ提供することが履行義務であり、経営指導等の提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。



(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役に対する業績連動型株式報酬は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30項 2015年3月26日）に準じた処理を行っております。

執行役員に対する株式報酬は、執務対象期間の執務結果に基づき執行役員に発生した金銭債権を現物出資し譲渡制限付株式を給付するものであるため、執務対象期間（事業年度）の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は給付見込み株式数、執務対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬は、対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として取締役に対する金銭債権報酬を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付するものであるため、対象期間の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は株式数、対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

(追加情報)

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株式給付信託(J-ESOP)制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員(以下、「従業員」という。)に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当事業年度末617,800千円、また、株式数は当事業年度末420,300株であります。

・取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は経営人財確保のための報酬体系を整備するものであります。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は、当事業年度末1,134,667千円、また、株式数は、当事業年度末1,110,740株であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、2022年3月期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年3月期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用します。当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また当該期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「未収入金」は34,052千円であります。

### (税効果会計に関する注記)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「繰延税金資産」の「株式給付引当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 子会社株式の評価

(1)貸借対照表に計上した金額 関係会社株式 1,256,730千円

##### (2)その他の情報

関係会社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と実質価額とを比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行う方針としております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合は、翌事業年度以降の関係会社株式の評価に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 516,926千円

(2)関係会社に対する金銭債権債務

①短期金銭債権 2,165,561千円

②長期金銭債権 950,000千円

③短期金銭債務 251千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

営業収益 2,961,526千円

営業費用 174,946千円

営業取引以外による取引高 69,466千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

・当事業年度の末日における自己株式の種類 普通株式

・当事業年度の末日における自己株式の数 1,948,697株

(注)株式給付信託(J-ESOP)制度及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が保有する当社株式1,531,040株を自己株式として表示しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 役員株式給付引当金       | 347,414千円  |
| 譲渡制限付株式報酬（執行役員） | 185,522千円  |
| 譲渡制限付株式報酬（役員）   | 67,265千円   |
| 未払事業税           | 30,057千円   |
| その他             | 103,874千円  |
| 繰延税金資産小計        | 734,134千円  |
| 評価性引当額          | △613,787千円 |
| 繰延税金資産合計        | 120,346千円  |

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称            | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容                   | 取引金額                            | 科目                     | 期末残高                        |
|-----|-------------------|---------------------------|----------------|-------------------------|---------------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 子会社 | (株)シグマクス          | 所有<br>直接100.0             | 役務の提供<br>役員の兼務 | 経営指導料等(注1)              | 2,622,631                       | 売掛金                    | 130,020                     |
|     |                   |                           | 資金の援助<br>(注2)  | 資金の貸付<br>資金の回収<br>利息の受取 | 3,000,000<br>1,800,000<br>1,915 | 短期貸付金<br>未収入金          | 1,200,000<br>37             |
| 子会社 | (株)シグマクス・インベストメント | 所有<br>直接100.0             | 役務の提供<br>役員の兼務 | 経営指導料等(注1)              | 157,861                         | 売掛金                    | 2,695                       |
|     |                   |                           | 資金の援助<br>(注2)  | 資金の貸付<br>資金の回収<br>利息の受取 | 1,260,000<br>110,000<br>2,884   | 短期貸付金<br>長期貸付金<br>未収入金 | 200,000<br>950,000<br>2,395 |
|     |                   |                           | 会社分割<br>(注3)   | 分割資産<br>分割対価            | 850,853<br>850,853              | -                      | -                           |

(1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、経営指導料等の内容を勘案して、交渉の上決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 会社分割については、当社を分割会社とし、(株)シグマクス・インベストメントを承継会社とする吸収分割であります。なお、分割対価の金額は、分割時の分割資産の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」 (4)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 232円07銭

1株当たり当期純利益 30円01銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度において、信託口が保有する株式840,600株及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式2,221,480株(期中平均2,995,511株)を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(注2) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

## 12. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(会社分割)

(1)取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 投資事業

事業の内容 コンサルティング事業との連携による投資先企業の成長及び企業価値向上支援

②企業結合日

2021年6月8日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社シグマクシス・インベストメントを承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

株式会社シグマクシス・インベストメント

⑤その他取引の概要に関する事項

投資事業を株式会社シグマクシス・インベストメントに集約し、当社グループが提供するコンサルティング事業との連携強化を通じて当社グループ全体の更なる企業価値の向上を目指してまいります。

## (2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (会社分割)

### (1)取引の概要

#### ①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 コンサルティング事業

事業の内容 事業戦略立案、業務変革、デジタルテクノロジー、クラウドソリューション、プロジェクトマネジメント及び新規事業開発等の新しい価値創造支援

#### ②企業結合日

2021年10月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社シグマクスを承継会社とする新設分割

#### ④結合後企業の名称

株式会社シグマクス

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループが提供するコンサルティング事業を新設した株式会社シグマクスに承継し、当社及び当社グループ会社間の相互連携を通じてグループ全体としての提供価値の向上を目指してまいります。

## (2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 13. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

詳細につきましては、連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。